

平成19年 第2回定例会一般質問

議長 横尾 武志君

6番、今井議員の一般質問を許します。6番、今井議員。

議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。提出しております内容に従いまして、第1回目の質問を行います。

まず、件名としましては、最初に競艇施設特別会計についてであります。まず1番目に、昨年の段階でいわゆる滞納金、施設使用料の未納金の額が22億となっておりますが、これが昨年度末、5月出納閉鎖でどのような数字になったのかをお聞かせ願いたいと思います。同じく、その要旨の2番目といたしまして、今後一般会計から競艇施設特別会計への資金の投入は今後考えられておるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

件名の2番目といたしましては、町長方針ということで上げておりますが、中身といたしましては、1つ目に町長が今後芦屋町を再生するために地域力と、これによって再生すると言われておりますが、具体的にこの地域力とは何かをご説明願いたいと思います。

そして、今回のこの議会の中で補正予算が上がっております。2番目に、今回のこの補正予算上程で、一般会計としては55億2,700万の額が補正をすることによった結果、58億8,600万円となっており、予算規模が大きく膨らんでおります。この予算規模の拡大の内容は、町長方針の全く逆の流れではないかというふうに感じましたので、この事実を町長としてご説明を願いたいというのが2番目です。

3番目に、現在の基金、いわゆる貯金の現在高について、幾らになっており、町長としてこれをどのように考えておられるか、これをお聞きしたいと思います。

そして、最後に起債、いわゆる借金の現在高が幾らになっており、町長としてこれについてどう考えておられるかをお聞きしたいと思います。

最後に、指定管理者ですけれども、これはもう昨年度より日本全国で行われております。この指定管理者をこの1年間見ておりましたが、私としては芦屋町でもこの指定管理者に対する兼業禁止条例、いわゆる議員等がこの中に入ってははいけませんよという兼業禁止条例、または今倫理条例が制定されてますけれども、これを、またはこれに類するようなものを制度とすべきと考えますが、どのようにこの課題に対して執行部として考えておられるかこのご説明。

以上、3つの点について第1回目の通告に従い質問いたします。

議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。競艇施設課長。

競艇施設課長 菊池 省三君

それでは、まず1点目の施設使用料の未納金の額は現在幾らになっているかというご質問でございます。

昨年、17年度末での芦屋町外二カ町競艇施行組合からの施設使用料の未納金は、万単位で申し上げますと22億2,964万でございます。18年度におきましては、最終的に5月の出納閉鎖を終えた報告によりますと、18年度単年における本場分の正規に支払っていただく使用料の額が6億4,490万に対しまして、実際に支払っていただいた額が6億4,124万となっており、18年度単年のみにおきましては未納金が366万であります。それで、現在の未納金の総額は22億3,300万となっております。

次に、一般会計より競艇の方への資金投入は今後あるのかというご質問でございますが、これにつきましては、現在作成しております18年度を基準年度とした10年間の財政シミュレーションからしますと、このシミュレーションどおりに施設使用料が入ってくるならば一般会計からの繰り入れは生じませんが、売り上げ減等の要因によって収入が現シミュレーションより下回ってきた場合、起債償還額の多い年度は厳しい状況が生じてまいります。

また、このシミュレーションはSG、G1レースの開催等の要因によっても変化してまいりますので、今後も毎年このシミュレーションを行い検討して行きたいと考えております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

町長の施政方針についてということで、 から ご質問ありますので、私の方からお答えさせていただきますが、まず の地域力で再生する具体的に地域力とは何を指すのかというご質問でございますが、私はこの地域力だけでなく町民力、地域力、それから職員力、これはいわゆる人がとにかく力を合わせてという意味でこの3つを掲げたわけでございますが、ご承知のとおり芦屋町には歴史と自然だけでなく人というすばらしい財産があるわけでございます。

材的資源には限りがありますが、人の知恵と協力は無限です。その能力は、十分に生かされたり努力が報われたりしてきたかということ、必ずしも私は過去から見ますとそうとは思っていないわけでございます。

そこで、住んでいる地域で住民の方が連携して力を合わせ地域の力を出し合うこととし、議員お質問のその地域力とは何を指すのかということは、その地域のことだと思っておりますが、いろいろな地域あるわけでございます。まず、隣組組織、それから区、それから芦屋町の小学校校区ということだと思っております。

それから、2番目の補正予算のところなんです、いわゆる今回の補正で当初より3億

5,900万円増額補正をお願いしておるわけですが、このことが町長方針の逆の流れではないかというご質問ですが、議員ご承知のとおり議会初日の折ご説明しましたように、この中にはいわゆる懸案でありますアスベスト問題に対しての庁舎改修事業が大部分を占めておると。それから、水道事業の統合に伴う人件費の組み替え、そして花火大会に要する経費ということであり、どの事案をとっても前からの懸案事項がいわゆる庁舎改修と水道事業の統合に伴う経費、そして新たに政策的な経費として花火大会に関する計費ということで2,000万円上げさせていただいておるわけですが。

町長方針の逆の流れということでございますが、政策的なものは2,000万円上げさせていただいておるということでご説明終わらせていただきます。

それから、3番目の基金の現在高についてどう思うかということでございますが、幾らかということですが、18年度末の基金残高、一般会計で43億5,000万円となっております。貯金は多く借金は少なく、これがベターであるとは思いますが、このことにつきましては、昨年9月に10年間財政シミュレーションを組んでおるわけですが、このことを基本に見ていくしかないのではないかと考えておるわけですが。

それから、起債につきましては、この起債につきましては何を指標に置くかということではないかと思うわけですが、いろんな指標の見方があると思います。実質公債費比率だとかいろんな見方があるわけですが、この指標を見て判断するというところで第1回目お答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

もう一つは、執行部答弁。企画課長。

企画課長 鶴原 洋一君

件名最後の指定管理者についてお答えします。

指定管理者の手続き条例、これはもう既に制定しておりますが、その際に指定管理者にかかる兼業禁止規定が盛り込まれてないがなぜなのかというご質問を受けており、次のように答えておりますが、この考え方を現段階においても持っておりますので改めてご説明をさせていただきます。

指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経た上で地方公共団体にかわって行うものであり、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つものではなく、いわゆる請負には当たらないと解されており、このため地方自治法の兼業禁止規定は適用されないものであります。なお、指定管理者の選定に当たっては公正に行わなければならない、外部委員を加えた中で選考委員会を設置し、公正性、透明性を期していくこととします。このようにお答えをしたところです。

地方自治法の請負にかかる兼業禁止規定は、議会議員におかれましては第92条の2、首長においてもほぼ同様の規定が142条で定められています。92条の2では、議会議員は請負をするもの及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任者、取締役もしくは監査役もしくはこれらに類するもの、支配人及び精算人たることができないとして禁止規定が設けられています。

請負とは、広く地方公共団体に対し物件、労力を供給する契約を指すものです。また、主として同一の行為をする法人などとは、判例で地方公共団体に対する請負の量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超える場合とその原則があります。

しかし、法律上指定管理者制度はこのような請負には当たらないとされています。地方公共団体と管理受託者との関係は管理代行という形であり、公の施設を完全に民営化するのではなく最終的な管理権限は町に残したまま、実質的な管理を指定する法人または団体にゆだねるという行政処分の1つです。

次に、芦屋町政治倫理条例との関係において説明をさせていただきます。

この条例では、第3条において政治倫理基準が設けられ、町長及び議員等の責務として特定個人や団体の利益を求め、公共の利益を損なうことをしない等の責務が述べられ、また同条例第20条では、町長など及び議員が実質的に経営にかかわる企業は地方自治法第92条の2などの規定の趣旨を尊重し、町が行う工事などの請負契約、下請工事、業務委託契約、一般の物品納入契約を辞退し、町民の疑惑の念を生じさせないように努めなければならないと規定をされております。

そこで、このように指定管理者制度は請負には当たらず行政処分の1つであるということ、それから政治倫理条例で一定の制限が設けられていることなどから、これらを総合して指定管理者の手續にかかる条例の見直しは今のところ考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願いをするものでございます。

以上です。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

ありがとうございました。それでは、通告の順番に従って一つずつ2回目の質問を行いたいと思います。

先ほど、まず第1番目の施設未納料金が22億3,000万ということで大きな数字でございますけど、そういう数字でお答えになると非常によかったなというふうに私自身思ってます。昨年度の末では25億ぐらいになるんじゃないかというような予測から改善されていることを、ま

ずよかったという言葉で表現させていただきます。

回答の内容では、シミュレーションを基本にご説明がありましたので、私も財政シミュレーションを基本に質問を進めます。

このシミュレーション、昨年行われたシミュレーションでは、一般会計への入金は6年後、平成25年度の2億円が計上されておりました。ここ4年間私の記憶では競艇から一般会計への入金はありませんでした。ということは、競艇は芦屋町に約10年間にわたって寄与しないということは計画の段階でも明確だという事実ですね。

では、このシミュレーションで入金が一般会計に入るとされている25年度、この時点でこの22億3,000万の滞納金は返済が終わってるんでしょうか、それとも幾らか残ってるんでしょうか、このシミュレーションでは出ておりませんので、ご説明を願いたいと思います。

議長 横尾 武志君

副町長。

副町長 安高 直彦君

それでは、私からお答えしたいと思います。今、累積赤字の額について、これが財政シミュレーション上どう反映されているかというご質問でございますが、これにつきましては、今つくって皆さん方にお示ししとる中には、この累積赤字の収入年度等についてはこの中に盛り込まれておりません。

したがって、この件についてはもう議会でも皆さん方とご相談申し上げておりますが、この累積赤字の処理につきましては、関係二カ町施行組合の中で十分協議をやってまいりました。

その中で、この3月の時点で今までの協議した内容につきましては、一定の方向性と言いますか中途経過でございますが、それまでの事項につきましては一応9者での確認という形をしております。したがって、この部分の今後の進展ぐあいによってはどうなるかということについては、財政シミュレーションなりに反映させたいというふうに考えております。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

私わかりましたこれで。シミュレーション見るとなかったものですから、今後反映されるということで、ぜひこれはきちんと反映しないと、23億がシミュレーションの中では消えてしまってるんですね。

それでは、町長、この4年間この22億、あなたの任期中にこの未納金はどんなふうに推移させようと思っておられるのか、競艇の財政再建を第一の目標に掲げておられる町長は、この22億をどのようにしようと思ってるのか、4年間でいいので数字目標があれば教えていただき

たいと思います。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

4年間ということで、在任中にどのようにするかというご質問だと思うんですが、申しわけないんですがこの財政シミュレーション、昨年、議員ご存じのように昨年の9月に我々、私も議員でしたので示されたわけでございまして、そして本年5月出納閉鎖をいたします。

そして、新たにこの今後どのようにしてその財政シミュレーションを見直すかということに取り組むわけでございます。だから、今今井議員の質問はごもつとな質問なんです、今から18年度末の決算終わりました、競艇がどうだとか、競艇の事業がどのようになっているのかということでお示し、今後お示しして行きたいと思います。

今の時点で、今井議員の質問がどのようにされるかというのは非常に答えを持っておりません。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

わかりました。どうしてこの質問をしたかと言いますと、やはり町長が先日の施政方針演説の中でも財形、いわゆる競艇の財政を再建してから初めて芦屋町の、これを1番の理念に上げておられましたので、既に競艇の財政再建の目安があるのかなと思ってお聞きしましたが、後日この未納金の数値は在任中どうするかというのをお示しいただければ私はそれで結構です。

では、その22億の未納金以外で今回の施政方針の中で財政強化ポートするという事で、具体的には開催日数ふやすということが1つありましたけども、そのほか何か町長の施政方針の最初のこの理念に対して、ほかに何か具体的施策があるかどうかお聞きしたいと思います。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

今、議員おっしゃったように、九州、全国24場あるわけでございますが、九州管内芦屋町一番営業日数少ないわけでございまして、これは前々から私お話してまいりましたように150億投資して、やはり1年のうちに3分の1は閉めておるといことはやはり企業、まず企業の、企業をされる方の企業人の目から見ても奇異に映ることでございます。

これは、各競艇場見ますと、一番多いところはもう大村は300日を越しておると、唐津、福岡等はもう二百七、八十日いってるという中で、極端に芦屋町は少ないと。なぜこのことが起こ

るのか、なぜこういうことになったのか、どういうふうにすれば営業日数がふやせるのか、これは今から取り組んでいく問題でございます。

まず第一に考えられるのは、やはり周辺対策、やはりどうしても周辺の方のご同意がいただけないとこの営業日数はふえないわけございまして、先日も周辺の対策の方にごあいさつ申し上げまして、何とかご協力を賜りたいというお願いをしまいいりました。それが1点。

それから、やはり何といってもビッグレース、ご存じのようにSGですよ、それからG1、それとやはり一般レースでもいい選手を走らせていただきたいと。このことが私は営業努力だと思っわけでございます。今考えられるのはこの2つかなと思っわけでございます。あとは、経費をいかに抑えるか、このことはよく二カ町の職員と今から検討する問題であろうかと思っます。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

よくわかりました。ビッグレース、それから経営努力、それから周辺対策ということで、ぜひボートの改善をよろしくお願っしたいと思っます。これで、私の最初の2.2億の施設使用料未納金の質問は終わり、次の項に移ります。

先ほど、一般会計の資金投入についてお聞っしました。回答の中では、これもまたシミュレーションでは投入の計画はないので大丈夫ですよというような最初の説明が、ご回答がありました。しかし、その後お話の中では、1つ売っ上げが違っくと競艇の売っ上げのシミュレーションが予想に反すると、または社会情勢が違ってきて、ギャンブル人口が減ってきて競艇会計が自分自身で今後起債を返させないこともあり得るような発言がありました。私もそう思っます。特に、起債の返済はここ三、四年で相当の額になります。

それでは、この起債を特別会計で借金を返せない状況ができたとします。そのときは町長、一般財源から競艇に町民の税金を投入しますか。町長としての、芦屋町の競艇に対する税金の投入に対する姿勢をお願っいたします。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

仮定の質問で非常に答えにくいことなんです、今、議員ご存じのように一生懸命競艇、芦屋町外二カ町も財政シミュレーションをつくりまして歳出削減に向っかってそして日々努力されて、ご存じのように18年度は大幅な赤字予想が300万ぐらいで抑えられたと。

これも一つの効果のあらわれではないかと思っわけございまして、では先々どんなことが起

こって結局一般会計から投入をする事態が起こるのかということのご質問については非常に難しいんですが、やはり見きわめだと思っわけでございます。これは見きわめ。

やはり、競艇事業の将来性、それからファンの動向、それから他ギャンブルだとか他の公営事業、パチンコいろいろあるんですが、いろんな趣味の多様化によって世の中どういうふうにして動くかと、こういうことを見きわめることが必要なわけございまして、ただ単一的に単年度一般会計から繰り出さなければならぬという事態が起こったときに、じゃあ次年度はどうかその次はどうかということを図るにはちょっと今難しいことなんです、やはりこのことは恒久的ではなく一時的に、ひょっとすればそういう場面が起こり得る可能性もあると私は認識しております。

以上です。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

ありがとうございました。今、日本中で公営ギャンブルが大変な事態に陥っております。皆さんご存じのように、高崎競馬を筆頭に一般会計からの投入をするときにやめるやめないということが起こってきてるわけですね。

今、町長おっしゃることは非常によくわかるんです。そのときに考える。しかし、そのときには高崎競馬の例を見ても、ほかのところのギャンブルをやめるにしてももう大騒ぎです。ですから、一言だけ、まだ町長就任の最初の議会でこんなことを言うのも失礼なんですけど、これは心づもりをしてやらないと、先ほどから申しますように、既に公営ギャンブルと言われる芦屋町の競艇はここ10年間収益ゼロなんです。その上、10年後のシミュレーションを見ても、皆さん方がつくったシミュレーションを見ても2億か3億しか入ってこないんですよ。

ですから、このことについては町長ぜひ心構えをですね、公言することはないですけども非常に重要なことです。ぜひこの心づもりは町長の方をお願いしたいと思います。

今の話に戻りますけども、では公営ギャンブルの意義ていうのは、一般会計に寄与するというふうに私は覚えております。寄与しないこの芦屋町の競艇の現実、何の意義で存続させてるのか。私は、本当にここ一、二年迷って、回答がありません。町民の方にも私自身回答できない。もし、どなたかこの公営ギャンブルの芦屋町の競艇の意義に明確に答えられる方おられたら、存続の答えていただきたいと思っます。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

以上で2回目の質問を終わります。答えられなくて結構でございます。答えは期待しておりません。

それでは、町長方針に移ります。今後、芦屋町の地域力を再生するということで、先ほどのご回答の中では、町長のご回答では地域力だけではないよと、そのほか人とか気力、職員の人の輪で芦屋町を改善していくんですよと、お金をかけずにやるということをして芦屋町を再生するというご回答でした。

それでは、その3つの町長が言われる地域力、気力、職員力ですか、これをやっていく中でどんな結果を予測されてるのか、もしあればどんな効果か具体的にご説明願えたらと思います。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

どんな効果というか、それを予測なんですけど、私が思うにはですね、やはり議員ご存じのように自治区の加入率まず63%ですよ、これ郡内最低でございます。やはり今、芦屋町に今何が必要かということになりますと、私は前々からお話しておりますように約50年、半世紀にわたって芦屋町は競艇収益により多額のいわゆるインフラ整備、予算を使いまして、それから扶助費、補助費、言葉はちょっとこれ乱暴なんでしょうけどいわゆるばらまき行政行ってきたと私は思っています。

かといって、先人の皆さん方がこれ間違っているとは私は思っていないわけですが、そこでやはり今こういう状態になったときに心の問題だと思うわけでございます。この心の問題をまず解決しなくてはいけないと私は感じたわけでございます。

本当に、じゃあ隣組で声をかけ合っているのか、じゃ何かするときに、例えばきのうクリーンキャンペーンという環境の清掃がありましたけど、そのときに隣り合わせて声をしているのかどうか、それからコミュニケーションを図っているのか、いろんな問題があるわけですが、これはちょっと唐突な案かもしれませんが、他町において例えば老人会のいわゆるお祝いをするときに、芦屋町は一堂に会しているような芸能人呼んでいろいろやってるわけですが、これは財政はどこも、どの自治体も苦しいわけですがみんな手づくり。

例えば、各区の公民館でお年寄りの方呼んでいただいて、各区の方が弁当つくってカラオケしたり芸能したりというようなこと、これも1つの私は地域力だと思うわけであります。

そしてまた、成人式でもしかり、今までは芦屋町が全部段取りしてやって全部、結局記念品やって、それはそのときはそれでよかったのかもしれませんが、やはりそこにそういうことによって私は心が少しずつ失われてきているのではないかと私は感じたわけでございます。

これからは、やはり行政がやるべきこと、住民の方がやるべきこと、行政と地域住民の方が力

を合わせてやること、この3つをやはりきっちり私は分ける。分けてしていかなければ、今から立ち行かなければならないのではないかと考えております。

それからもう1点、今現在住民参画まちづくり条例の制定に向かっておるわけでございますが、このことは住民の皆さんとともにまちづくりをしましょうということで、これも1つの意味で住民力だと私は考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

今ご説明ありました心の問題、住民参画条例、ぜひこの辺をしっかりと地域力のために、人の心をとということも活動させながら、ぜひ芦屋町の再生にご努力をお願いいたします。

以上で町長方針の1番目の、地域力で再生すると言われている具体的な地域力とは何を示すかを終わります。

それでは2番目の、今回の補正予算の上程で一般会計が増加したこと、先ほどの回答の中で3億5,900万円の予算がふえてると。実質、その中で政策的にふえてるのは2,000万円で、そのほかは前からの懸案事項でしたというふうにご説明はありましたけども、この補正予算案が町長に、当然我々に提出される前に上程されてると思いますけど、幾らあと増額補正だったんでしょう。

初めから3億5,900万でそのまま素通りしてきたんでしょうか、それとも、町長自身が自分で確認し、予算の必要性を厳密に査定され減額等の検討指示をされて3億9,500万なんでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

今井議員の説明、私総論を述べましたのでいろんな今から数字的なもの、いろんなことが出てきますんで所管の課長に答えさせていただきます。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

補正予算を計上する、じゃあどの事案を幾ら計上しようかというその手続、通常の手続をご説明いたします。

6月議会に補正予算を考えておる課については、いついつまでにその補正額要求しなさいとい

う手続とります。そして、それが全部財政に集まりまして、まず財政の方で不明な部分については各課ヒアリングしまして、ああこれも必要これも必要、これは今回する必要ないんじゃないのとかというようなことで調整します。その原案でもって、まず副町長にその原案をお示しし、副町長なりの意見をいただいた上で最終的に町長と協議いたしましてこの原案を今回上程したという状況です。

以上です。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

なぜこのようなことを質問したかと言いますと、今回の補正予算を私なりにきちんと見てみたんですね。そうすると、この議案ていうのはものすごく大きく芦屋町に影響するんですよ。たった3億5,900万とは私は見れなかったんですね。ですから、ちょっと具体的な数字について回答もありましたから確認させてください。

この補正は、まず1つ目確認します。この補正がとおったら1億5,000万円の基金、いわゆる貯金を取り崩すとなっております。芦屋町の貯金。この私の見方に説明間違いはないでしょうか。まず1つ目、そこをお聞きします。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

ご指摘のとおり、財政調整基金を1億5,000万強取り崩すという予定でございます。

以上です。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

それでは、次にもう1つお聞きします。取り崩すと同時に、いわゆる10億円の起債、借金をするという補正予算、そういうふうにはしか見えませんが、これで間違いはないでしょうか。借金を10億円するという。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

今10億円と言われましたが、それは多分庁舎改修事業の全体事業費の中で2カ年度にわたってトータル10億借りますよというその数字ではないかと思えます。したがって、今年度分の事

業費関係、それから過疎債こういったことで地方債としては1億5,490万円今回増額して借りようという予定でございます。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

そうですね。しかし、2年にわたっても10億なんです。これが1つとありますと、2年間で10億借りるという事実。当然、これは国からの40%なりの補助があるので5億ぐらい、大型投資5億ぐらいかなと私は実質的には見ますけども、それにしても10億と1.5億を足すと11.5億、この補正がとおると11.5億財政悪化の要因を含んだ補正予算としか私には見えない、ただ単に3億5,900万の補正には見えないんです。

ですから、幾ら後日国からの財政負担があると言っても、お金は芦屋町これをやりますと10億円借りますし、その利子も負担していかなきゃいけないんです。こういう理解に立ちますと、非常にこの補正予算厳しい内容で、この理解どうでしょう、間違ってますかね財政課長。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

要は、今回歳出の方で予算計上しております庁舎改修事業、この辺の関連経費で今年度で約2億8,000万、9,000万程度の事業をやろうという予定です。これは、来年度についてはさらに10億円程度、10数億、全体で十二、三億、14億弱の事業費を考えておるわけですが、このアスベストの除去、金がないからじゃあこのまま放っというていいんかと、人の命にかかわる問題を金がないからということで放っというていいか、そこに尽きると思うんです。

そうすれば、やらなければならない。やるためには、補助金を多く、有利な起債を多く、できるだけ一般財源をいじめないような格好でそういう財源を引っ張ってくる。これが私ども事務屋の使命だと考えております。

この、2年前からお示ししております財政シミュレーション、行革に伴う財政シミュレーション、この中でも10年後には10億の現金として基金を残しましょうと。それプラス、この10年間で庁舎改修を初めとする大型投資事業、これに使える一般財源として10億確保しましょうということで、数字上は10年後の基金残高を20億としとるわけですが、そのうちの10億はこの10年間に大型投資事業に確実に使って消費してしまう、これは議会の皆さんも十分ご理解いただいております。

今回、庁舎関連の関係で1億4,740万の起債をします。それから、一般財源としては約1億を使います、これは基金を取り崩す。この1億ちゅうのは、大型投資事業で使える10億の

一部とそういうことで、この事業をやったから財政シミュレーションが大きく変わるとそういったものではございません。

以上です。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

よく理解できました。大型のいわゆる予算、10億があるからその部分から、まあ国からの財政負担があるから5億ぐらい大型に投資するだろうということでしょうね。そういうご理解だと思ふ。

で、私がなぜここをこういうふうにかいていうと、大型投資をこの10億の予算を持ってるのは今後1年間知ってます。5億投資しますよね、そうずっと大型投資芦屋町、今後予測される大型投資、最初に来るのはその芦屋橋のグレードアップでしょう。それから、一般経費についても今年から北九州市の方にゴミの搬入が始まりました。大変な経費が北九州市に発生すると思ひます我々が払う。この辺の含みもあるんです。

ですから、非常に不安定な要素がある中でこれをやるていうのは、ただ先ほど課長がご説明になりましたように法律的にアスベストがあると、それから耐震もあるだろうと、これをやらなきゃいけないだろうということは十分理解できます。

ですから、議員の私としては十分慎重に行動し行っていただいて、できれば本当の私の心を言ひますと、仮庁舎でしばらく住みましょうよ、様子見ましょうよていうのが本当の意見。いいじゃない仮庁舎で。今回のグレードアップのこの図面もすべて見ましたけど、特に私が感じたのはこの議場の改造です。私は、個人的に議員として思ひます。議場の改造なんか要らない、必要性ありませんよ。公民館でも学校のあいてるところでも使ひましょうよ。町民のお金を議場の改造にこれだけ使うていうのは非常に心苦しい、町民に申しわけ立たないですよ。これだけ苦しい財政ということ。

ということで、この補正ていうのは非常に大型の投資が5億もなくなって、次何かがあったときていうことの非常にむずかしい内容を含んだ補正だと思ひます。十分、先ほど言ひましたように庁舎の改修、本当にこれで今、この案でいいのか、最低の改修にもう少し押さえ込めないか、再度検討していただきたいというのが本当の私の本音です。

そして、一時的に仮庁舎で仕事できるんならしばらくいひましょうよ、アスベストだけは除いて。本当にできるときに移ってくればいいじゃないですかていうのが、これが議員、そして執行部に課された町民からの命題だと私は考へますので、ぜひこの辺は検討されて、最低限に押さえ込みながら財政の安定を図っていただきたいというのがこの補正案に対する私の意見。

それから、それではこの建設については以上で、あと委員会の方できちんとやりたいと思っ
ます。

最後に、政策の中で今回の補正予算案で、花火を町長の明確の政策ということで2,000万
計上されてます。これについては、十分私政策ということですので理解しております。当然、こ
れによって結果として行政改革の目標数値が2,000万円下がるということはどういうふう
にされるのか、ここについてだけ。花火についてはいい、2,000万円行革の目標が下がってし
まいますので、これについてはどうされるのかお聞きしたいと思います。

議長 横尾 武志君

副町長。

副町長 安高 直彦君

今回、町長が政策的な形で花火大会を再開したいということで、今回6月の補正予算に上程さ
していただいております。これにつきましては、今、今井議員がご指摘のように行財政改革の集
中改革プランの中でいろいろと各種、例えば弱者の皆さん方の扶助費だとか各種団体における補
助金、こういった関係についても大変無理なお願いをした状態でございます。

そういった中で、なぜ花火大会を復活するかというようなご意見もあろうかと思いますが、町
長のマニフェストと言いますかそういった中で、活力ある芦屋町を復活させたいというような思
いから、今回どうしてもやりたいという強い意思がございまして、その中でこれだけの見直しを
してきた関係から行財政の改革の本部、それから町民の皆さんを交えた推進本部の中、それと議
会の皆さん方にもこういう見直しをさせていただきたいということでご相談をして、今回手続上
上げさせていただいております。

これの財源をどうするかということですが、これはもう今現在予算計上しとる中では、一般財
源を充当させていただくという形にしております。これは、あと今後じゃどういう形で財源の手
当をしていくかということにつきましては、前にも全員協議会の中でお話しましたように全体の
財政シミュレーションを今回7月ぐらいいまでにまた見直しをするようにしておりますので、こ
中でこういった財源の手当をしていくかということについては、先ほどいろいろな行政課題ござ
いますので、そういった財源の手当についてはその中でお示しをさせていただきたいというふう
に考えております。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

今の副町長のご回答でもわかるんですけども、私は行革の今回の基本がP D C Aを回して行革
やるってこと言っておられましたよね。P D C A回すということは、2,000万円がP D Cの

段階で落ちた、Aで本当はカバーアップつくんなきゃいけない、これがP D C Aですからね。

行革の減額目標が例えば3億だとします。2億5,000万しかできないと思ったとき、5,000万円はほかの手法で稼いで行革を到達するというのが、皆さん方が目標立てたP D C Aを回すということだと。

だから、この後シミュレーションの中で一般会計からでなくて、具体的な手法をもって、例えば間違ってるかもしれません。税収納率のアップだとか、町営住宅の家賃の回収率アップだとか、そのほかいろんなところ考えられる点を2,000万稼ぎ出してこなきゃいけないんです。これがP D C A回すという行革なんです。

ぜひ行革委員会の中で、町民の代表の方もはいつておられると思いますから、行革というのはP D C A回すというのは、その目標値に足りない場合には代替案を出すというのがAです。これがAの意味ですから、ぜひ代替案を行革の委員会を出して、2,000万円、3年間やれば6,000万円のカバーをしないと芦屋町の行革はそこで頓挫します。

それでは、次の財政シミュレーションで、大型投資今さっき言われた10億円含めて、基金の問題についてご回答がありましたけども、いわゆる平成26年に20億円、うち10億円が大型投資のやつで、実質的には15億円の基金を平成26年という財政シミュレーションですけども、この4年間でまた財政シミュレーションはきちんと出るとは思いますけども、財政課長この4年間では今の財政シミュレーション上ではこの基金は幾らになってるんでしょう。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

4年後と、お答えします。19、20、21、22年度ちゅうことでよろしいですか。現計画では、22年度では一般投資事業、10億含めまして25億2,200万残そうという計画です。

以上です。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

この基金というのは、いわゆる家庭の貯金ですので、ぜひ町長にはこの25億、4年間できちんと残していただく、うち10億は大型投資ですけども、15億を残していただくということを基金ではやっていただきたいと望みます。

それから、次に起債についてですけども、起債の回答の中では起債比率とかいろんなことを言われておりましたけども、現在この補正予算がおつたら、先ほどの話でもわかりますように10億円また借金が増えるんですね来年。

今後、こんなふうになってきますと、先ほど町長の一般会計の起債43億で書いておられたですけれどもね、これに10億すると50億を超える起債に来年度なってくるということの一般会計の理解でよろしいんですかね。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

10億の借金と言われますのは、庁舎改修に2カ年にわたって借りるお金です。今回、補正予算として提案しとる起債の額は1億数千万でありまして、18年度末では一般会計で48億1,000万の起債、未償還元金が残ります。

今回の1億数千万は確実に、19年度末ということになりますとこの48億1,000万のうちから当然元金の償還があります。それと、今年度新たに起債する額が加わります。だから、何年後に幾らというのはシミュレーション上はあるわけですけど、正確な数字はありません。

以上です。

議長 横尾 武志君

今井議員。

議員 6番 今井 保利君

あのですね、どうして私がこの起債についての質問をしてきたかといいますと、今さっき町長がおっしゃいましたように、芦屋町では一般会計と競艇施設特別会計、競艇施設も38億ぐらいの起債があるわけですね。

この辺の2つを合わせて、起債比率で管理したりしますけども、これは官公庁すべてこういう比率ということで、実質的な民間と違ういわゆる借金の額を追っかけてないんですね。私は、芦屋町の財政をいきなり民間と同じようにやれとは言いませんけども、ぜひこの借りてるお金、起債の額はきちっと管理すべきだと思うんですよ。

どうしてかといいますと、起債比率だけでは各町、例えばAという町とBという町のいわゆるその財政状況を国が見るための指標でしかないんですね。最近言われてる実質公債費比率というのを見ましても、ただほかの町とその町がどういうふうになってるかという比較だけなんです。

ですから、よくちまたで言われますように夕張にならないためにと言ってますけども、そういう比率では見れない。じゃあ、いきなり民間のPSとかBLという手法を持ってきてもできませんから、ぜひこの残高、起債の残高については十分管理して、これもシミュレーションに入れるべきだというのはこれ私の考えだと。

それをしないと、いわゆるキャッシュフロー、現金の流れが見えない、かつ利子の流れも見えないというふうに私はこの4年間で感じましたので、ぜひこの貯金と借金のバランスについては、

今後シミュレーションにも含めてしっかりと管理すべきだというふうに考えまして、この2項目めの町長方針についての質問は終わります。

最後に、先ほどの指定管理者の件ですけども、最終的に確かにこれは請負ではないというご回答、総務省もこれは法律的には請負ではないから一切規制の対象外ですというふうに答えております。芦屋町でも、規制する気持ちはありませんというふうなご回答でしたけども、私議員の立場が今説明しますと指定管理者に対する支払いの監査をしているわけ。指名業者の選定はしてませんよ。

しかし、実際払ってる経費の査定を我々がやってる、議会の我々が。そういう意味では、我々議員は幾ら法律的に請負ではないとは言いながら、指定管理者に入るべきではないと。町民に対しても申しわけが立たない、そんなことは。自分で査定して出すお金をその業者として入れる。ぜひこれは、私が言います。議員として言う。指定管理者制度についても倫理規定、兼業禁止規定を導入してください。

私たちの規制をしましょう。我々も、胸張って町民にお話をしたいし、胸張って議会を進めたいと思いますので、どうぞ検討してこの案を上程されることをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問は終わりました。